

「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務（以下「委託業務」という。）の実施について受託したことに伴い、委託業務の実施にあたっては、別紙「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務委託仕様書」に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 委託契約期間は令和3年〇月〇日から令和4年2月28日までとする。

第3 委託料の額は、〇〇〇〇〇〇円とする。（うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇〇円）

第4 契約保証金は、〇〇〇〇円とする。

第5 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し特に必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

3 乙は、前2項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

第6 乙は、委託業務が完了した時は、速やかに「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務完了報告書」（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、業務完了報告書を審査し、必要に応じて現地検査を行うことにより、委託業務の実施状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第7 甲は、第6第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第8 乙は、第6第2項（第7第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務委託料請求書」（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務委託料請求書」（様式第2号）の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第9 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第8条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額

の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

第10 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第11 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は業務の実施について、乙に不正行為があったとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第13 乙は、乙又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに、警察官に通報しなければならない。

第14 第11又は第12の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後にも適用されるものとする。

第 15 乙は、第 11 又は第 12 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 16 乙は、第 15 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 17 乙は、甲の許可又は承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の施設及び設備について、善良な管理者の注意を持って取り扱わなければならない。

第 18 乙は、自己の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 19 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

第 20 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 9 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

第 21 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙は記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○